

第31回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時 平成23年3月23日(水) 午後2時～3時55分

開催の場所 秋田市役所 正庁

委員の定数 20人

出席委員 17人

議 事 議案第 1 号 秋田都市計画地区計画の決定（南部ニュータウン大野地区計画）について

議案第 2 号 第 6 次秋田市総合都市計画（原案）について

議事

会	長	これより審議に入る。 議案第 1 号秋田都市計画地区計画の決定（南部ニュータウン大野地区計画）について、幹事から説明をお願いする。
幹	事	（議案第 1 号の内容を説明）
会	長	ただいま幹事から説明のあった議案第 1 号について、何かご質問、ご意見等あるか。
委	員	3 ページに庇等の先端から敷地境界までの距離が 0 . 3 メートル以上とあるが、この値では狭くないか。
幹	事	これは屋根軒先等の離れの制限として、すでに建築協定の中で定められている部分であり、地区計画でも同様の値としたものである。 既存の建物は殆どがこの値よりも大きく確保していると思われるが、新たに値を大きくすると、これら今までの建物が「既存不適格」という扱いになるおそれもあることから同様の値としたものである。 また、この基準については、他地区の事例を見ても、一般的なものと考えていただきたい。
委	員	近年の温暖化の影響で、雪だけでなく氷も落下する。これを配慮した基準とすべきではないか。
幹	事	「道路又は隣地に落雪等しないように設備を行うものとする」としており、そういう指導をしていく。
委	員	雪止めがあっても、屋根からの落雪は今まで考えられなかったような氷の塊となって落雪することがある。 隣地に落雪しないような今後の対応や指導などを検討してほしい。
幹	事	今後の参考にさせていただく。
会	長	建築協定という約束事から、都市計画としての地区計画への移行となるものだが、内容的にはほぼ同じであり、移行に際してのメリットは何か。
幹	事	建築協定は基本的に住民の方々の提案によるものであり、それに基づいているかどうか、そこに住んでいる方々による運営委員会の中でチェックすることとなる。しかし、実際にはその運営委員会がうまく働いていないことが多く見られる。

今回、地区計画に移行した場合、市の方で地区計画への適合をチェックするほか、建築確認との連携により、計画目標の実現性が高くなり、より良い街並み形成が図られる。

委員 構想道路の幅員はいくらか。

幹事 20mである。

委員 構想道路の部分が住宅になるようだが、その住宅に接続する道路はどちら側に設けるのか。

幹事 現在、民間の開発事業者からは、住宅の東側に道路を設ける計画であると伺っている。

委員 既存の住宅で、その構想道路を将来の出入口として建てられたものはあるのか。

幹事 そのような形態の住宅はない。

委員 地域住民に対し説明会を行ったと思うが特に意見はなかったのか。

幹事 構想道路の廃止については、当初の予定どおり造ってほしいという意見もあったが、将来交通需要の減少予測も踏まえ、構想道路の計画を取りやめることとしたということで、一定の理解をいただいた。

そして一番の理解をいただいたのは、現在の建築協定ではチェック機能が上手く働かなかったが、今度は市がチェックする地区計画に移行するというので、それは良いことだとしてご理解いただいた。

委員 建築協定に違反しているような件数を市では把握しているのか。

幹事 基準に不適合であると思われるものは、現地調査を行った結果、カーポート10件、物置27件、ブロック塀等2件ほどである。

会長 既存不適合な物件の取扱いはどうなるのか。

幹事 今後の建替や増改築の際に、地区計画の基準に適合したものとしてもらう。

会長 ほかに意見はないか。

意見がないようなので、議決に移りたいと思う。

議案第1号について、原案どおり異議なしとしてよろしいか。

委員 (異議なし)

会	長	議案第 1 号については、異議がないことを答申する。
会	長	次に議案第 2 号、第 6 次秋田市総合都市計画（原案）については、各章ごとに区切ったの進行とする。まずはじめに「序章」について、幹事から説明をお願いします。
幹	事	（「序章」の内容を説明）
会	長	ただいま幹事から説明のあった序章について、何かご質問、ご意見等あるか。
委	員	（発議なし）
会	長	意見がないようなので、続いて「第 1 章 目指すべき都市の姿」について、幹事から説明をお願いします。
幹	事	（「第 1 章 目指すべき都市の姿」の内容を説明）
会	長	ただいま幹事から説明のあった第 1 章について、何かご質問、ご意見等あるか。
委	員	（発議なし）
会	長	意見がないようなので、続いて「第 2 章 全体構想」について、幹事から説明をお願いします。
幹	事	（「第 2 章 全体構想」の内容を説明）
会	長	ただいま幹事から説明のあった第 2 章について、何かご質問、ご意見等あるか。
委	員	5 1 ページの緑化の推進に関連して、市の公園課では秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づき、秋田市都市緑化推進計画を平成 2 3 年 2 月に改正したと伺っている。 その中で、緑化地域制度というものについて記載があり、まだ具体の地域について都市計画決定はなされていないが、そういったことについても、本計画にしっかりと明記して盛り込むのはどうか。
幹	事	秋田市都市緑化推進計画については確かにそのとおりだが、5 1 ページから 5 2 ページの緑化の推進において、それら様々な施策を網羅していると考えている。

委 員	本計画は１０年間の都市計画であるので、現在検討中であるものでも、具体的に盛り込むべきではないか。 もし、それが盛り込まれず、今後１０年の間にきっちりした条例や制度等がないとなれば、市民の緑に対する意識が低い現状では、全て駐車場になってしまう恐れがある。
幹 事	公園課からは、緑化地域制度については導入に向けて関係機関と協議・調整中と伺っており、本計画に盛り込む段階ではないと考えている。
会 長	こういう基本構想の中で、具体の条例とか法律まで具体的に書かなければならないのか、むしろ大きな方針としてきちんと定め、その旨でそういう制度をつくり、それにのっとって事業を進めていくということによいのか。私は、後者の方ではないかと考えている。
幹 事	この秋田市総合都市計画については、基本的には方針を定めるものである。ただ、方針だけではイメージしにくいということで、主な取組について列記し、見やすさについて配慮したものである。 次に秋田市都市緑化推進計画は、緑の基本計画という計画があり、それを受け、それと整合を図る形で今回見直したもので、本計画の中でも３ページ「３ 計画の位置づけと構成」の図で、緑の基本計画との関連性を示している。 なお、具体施策については、明らかに実施の方向に向かっているものについてはできるだけ盛り込んだが、今後、更に検討や調整が必要なものについては、記述していない。
会 長	ほかに意見はないか。 意見がないようなので、続いて「第３章 地域別構想」について、幹事から説明をお願いします。
幹 事	（「第３章 地域別構想」の内容を説明）
会 長	ただいま幹事から説明のあった第３章について、何かご質問、ご意見等あるか。
委 員	７３ページのタウンビークルだが、これはどこに導入することとなるのか。都市計画課では仲小路で走らせる、市勢活性化推進本部では広小路を回るとそれぞれ言っていることが違う。 またそもそもは、今のバスではなく、仲小路に電車を走らせようとしたのが始まりのようだが、本当にタウンビークルは必要なものなのだろうか。仲小路を安全安心な空間にしようとしているのに、車を走らせることは危険であり、矛盾していないか。

幹事	この記述は、市勢活性化推進本部が秋田市中心市街地活性化基本計画に基づき事業予定があるものを盛り込んでいる。 当該計画は、中心市街地の関係者で議論し策定され進められているものであり、十分この中身については議論されている。
委員	実際個々の事業を担当する課所室に伺うと「この総合都市計画に位置づけされているからやる」、「位置づけされていないからやらない」と言われる。 次に44ページにもある具体施策の「仲小路タウンビークル環境整備事業、買物ポイントによる駐車場無料利用システムの導入」については削除すべきである。中心市街地における歩行者環境の改善を図るべきであって、なぜここに駐車場無料利用システムやタウンビークルが入ってくるのかがわからない。 そして、タウンビークルの必要性や利用率は低いと私は思っている。これを通すことによって、非効率な公共投資が行われるのではないのか。私は、既存バスを循環させることで十分だと思っている。無料駐車場も受益者負担とし、駐車場を利用する人が払えば良いのではないか。
幹事	44ページの「仲小路タウンビークル」という記載については、現在、仲小路に限定して検討されているものではないことから、「仲小路」という文言を削除する。
委員	仲小路でなければ、どこを走らせるのか。 広小路から通町、日銀前、中央通りであれば、従来のバスで十分ではないのか。そこにまたタウンビークルを無料で導入するとすると、車輦代や運転手の人件費がすごくかかることとなる。乗る人がどの位いるのか。
幹事	先ほども述べたが、秋田市中心市街地活性化基本計画に基づき事業予定のものを盛り込んでいる。 また、運行場所や料金などの内容については、その事業の中で、事業者など様々な方々の意見を聞きながら進められていくものと理解している。
委員	本日この場に関係行政機関である県の委員の一人が出席していないが、この市街地再開発事業自体が、秋田県が7割の出資主体であるのにも関わらず欠席されている。
幹事	委員が欠席したのは、急遽所用ができて欠席したものである。

会	長	タウンビークルについてもそうであるが、あくまでもここは市の中心市街地活性化基本計画にのっとして、都市計画に関わる部分を位置付けているということであり、都市計画の中での共通関連の基本方針は当然実施されるもので、具体のところが変われば、改めて意見を言ったりとか調整されるということであるが理解しているがそれでよいのか。 この件に関し、事務局ではどう考えているのか。
幹	事	そのとおりである。 中心市街地活性化基本計画に基づいてこの計画に盛り込み、また事業は取り組まれており、実施に際しては、関係者の方々と十分議論を行っている。
委	員	なぜ出来ない、なぜ直せないのかがわからない。 数年前から市勢活性化推進本部にも伝えているが、取り合ってくれず何も変わらない。
幹	事	個別の案件について議論があるようなので、ここで改めて全体像について説明させていただく。 会長からのご説明があったように、基本的に総合都市計画とは、まちづくりの基本的な方針を定めるものである。 都市計画法上、位置づけられているものは都市整備の関係で、実際に実施しようとしている開発事業や土地利用、都市施設に関することであり、この総合都市計画の中で定めた後には、この次の第4章の実現化方策で説明する進捗管理の中で具体的に実施させていただく。 それ以外の部分、例えばタウンビークル等については、市として目指していく中心市街地の活性化のところで、まちづくりのことをわかりやすく示すため、中心市街地活性化基本計画に位置づけられている事業の中から、個別具体的に盛り込めるものを記載した。 先ほどから、市民意見をこの中でどう反映させるのかというご意見があるが、タウンビークル事業は本計画への記載の有無にかかわらず、最終的には中心市街地活性化基本計画で位置づけられており、それに基づいて市の予算案として議会に提出されることとなれば、市民の代表者である市議会で議論され適切であれば成立することとなり、必要であれば条例なども整えていく。 なお、この関係で議論をしてはいけないとまでは言えない。例えばある委員からここに書いてある意見を削るべきとの意見があり、それに対してその意見を通すか通さないか、他の委員の方々からのご意見をいただき、最終的にこの部分を削除すべきだという都市計画審議会としてのご意見ということになれば、それを踏まえ市として考えさせていただくこととなる。 現段階では、お一人の委員からこのような意見が出ているということとをしっかりと踏まえ、委員の皆様方での審議会の中でご議論いただ

ければと思う。

会長 事業自体、計画自体は別のところで動いているものであり、この場ではこの計画に盛り込むかどうかも含め、どう記載すべきかということで議事を進行したいが、この件についてほかにご意見等あるか。

委員 私は、このタウンビークル環境整備事業についてインターネットで調べたが、問題のある事業だと思っている。
この事業について、説明してもらいたい。

幹事 １７２ページの用語説明にあるとおり、「中央街区内を循環する乗り降り自由のマイクロバス。高齢者を始めとした多くの市民が中心市街地を訪れ、街歩きを楽しめるよう実施するもの。」である。

委員 実際にこれは日本国内のどこかで実施されているのか。
外国の事例ではないのか。

幹事 この事業については既に確定したものではなく、現時点で想定されているものを説明する。
まず概要については、公共交通機関の駐車場利用における中心市街地来街者のエリア内における円滑な移動と回遊性の向上を図るために、低床式の電動バスを運行するものである。
ルート案としては、秋田駅西口前から広小路、通町、ねぶり流し館前、それから竿燈大通り、中央通りを通り、秋田駅西口前に戻るルートが想定されており、今後更に検討をかさね、決定されるものと考えている。

委員 構想はそれはそれで結構だが、実際にどこでやっているのか、日本国内で事例があるのか聞きたい。

会長 外国だと無料でやっているようだが、日本国内でもいわゆる循環バスというものがあって、低料金で行われているようである。
秋田市ではそれに駐車料金を無料にするだとか、いろいろ組み合わせて実施しようとしているものだが、公共交通で街区内の来街者の移動を確保するという点では、既に他の自治体でも行われている。
タウンビークルの中身は幅が広く、いまだ具体と言うよりは機能、構想として捉えられているようで、この計画の中でとりあげるかどうかということになると思うが、特に削除する必要は無いだとか、ほか記載についてご意見等あるか。

委員 盛岡市では「でんでんむし」という循環バスが走っていて、どこで乗り降りしても１００円だった。

		小型で低床、高齢者も安全に乗り降りできる好感的なこういうものが秋田市にもあれば、県都秋田のまちづくりに役立つのではないか。
委	員	秋田市で考えているタウンビークルは無料だと聞いており、循環バスでも有料と無料では全然違ってくる。 秋田市内でも、１００円だとか有料でそのような循環バスを走らせるのは有効だと思うが、無料では駄目だと思う。 秋田市にも大廻り線というのがあり、それは市内を回るバスで、学校などに行っても帰りの便もあり、１日１往復あった。 いずれ狭いエリア、地域限定での無料のタウンビークルはおかしく、無駄だと思う。
幹	事	先ほども述べたが、この場でタウンビークルの善し悪しについて議論するものではない。あくまでも、この記述に問題があるかないかについてご意見をいただきたい。
会	長	有料であればこの事業を良しとし、無料で行うことは違うのではないかという意見だと思うが、我々はこの事業について、本計画の中に記載するのか、あえて記載しないのかを判断すべきである。 他にご意見がなければ、この件に関して、採決により決したいと思うかどうか。 それでは、他にないようですので、タウンビークルに関する記載はこのままで良い、ご了解いただける方は挙手を願う。
委	員	(過半数以上の挙手)
会	長	この件に関しては、過半数の方が了解するとのことであります。 他に第３章について、ご意見等あるか。
委	員	公共の乗り物などをもちろん配慮してもらいたいですが、秋田では歩行者が家から出る際、道路が全部側溝になっていて歩くところは全部斜めになっている。車で走行する人は、平らなところを走っているのが良いかと思うが、エイジフレンドリーシティとか高齢社会を向かえるにあたって、施設に送り迎えするだけではなく、近所を散歩するにも買物に行くにも、現状では外側線を引く位置が悪くて歩行者が歩きにくい状況にあることを改善して欲しい。 道路交通法に準拠した外側線を設けるように、そこを見直しするような都市計画にしないと、道路建設課や道路維持課、どこに行っても直してくれない。都市計画としてこういう社会を放置しておいて良いものか。
幹	事	外側線などについては、都市計画の方針とは別にし、運用上、事業

課で対応すべきものであり、この場での議論はなじまない。

会長

道路構造令などの各基準はあるものの、実際には古い道路であるだとか、基準に合わないものもあるかと思うが、それらについては今後、バリアフリー法なども含め、それらに沿うよう整備されていくものと思う。

いずれ先程から説明があるように、本都市計画審議会としては、都市計画の方針を判断する場であることをご理解願う。

他にご意見等があれば伺いたい。

委員

今回の東日本関東大震災をきっかけとして、エネルギーを使わない都市計画に大胆に見直すべきではないか。

日本は、電気も水もガソリンもゴミもみんなエネルギーを必要とするので、そのエネルギーを減らす仕組みを考えるとときではないか。

東北電力は21パーセントが原子力発電であり、女川原発とか東通原発も現在停止中で再開も未定である。

また山口県でも新規の原子力発電所建設予定であったところで、埋め立てを中止したなど、原子力発電所の廃止に向けた動きが全国的にある。

秋田には原子力発電所はないものの、今後ガソリンも含め、エネルギーを20%位は減らしていく取組が必要だ。

幹事

市としても、地球温暖化の防止に資するまちづくりは必要なものと認識している。

本計画は、あくまで都市計画の観点からのまちづくりの基本方針を定めるものであり、都市計画の観点では、コンパクトシティの実現、公共交通をしっかりと対応していきましょうということを明確に打ち出すことで、地球温暖化の防止にある程度の効果があると考えている。

一方で、地球温暖化防止という観点は、環境部とりまとめの地球温暖化対策に関する計画の中で定められている。

その中では当然のことながら、総合都市計画で定めるようなコンパクトなまちづくりによって、規則的にでも地球温暖化防止に向けた都市計画の取組として達成していこうとなっており、それらを双方の補完の中で、一定程度はこの計画の中にも位置づけている。

今いただいた意見の対象は、環境部で定めた地球温暖化対策に関する計画の中で、体系的、網羅的に市全体として取り組むべきこととして対応できていると理解している。

委員

原子力というのは、温暖化には寄与しない。

それ以外の残りの約80パーセントのエネルギーは温暖化に寄与するものであるので、10パーセント、20パーセントは減らすべきだ。

会	長	この件に関してはエネルギー政策になってしまうので、この場で議論するのは難しい。
委	員	都市計画の中では、車利用を前提としたまちづくりをしており、車を使うために道路を造ってコンクリートなどで舗装している。 そういった道路から出る排熱の抑制や、エアコンの利用を減らすこと、先ほど述べた緑化の推進が、ヒートアイランド現象を起こさないことにつながる。
会	長	先ほどの説明にもあったが、そのことはこの計画の中にも十分に盛り込まれていて、また、それ以外の範疇のことについては、環境部とか全市的に取り組むものとして別で位置づけされている。 本審議会では、あくまで都市計画の方針について議論していくものである。
委	員	都市計画は都市計画だけ、温暖化は別でと、行政がその様に縦割りで物事を進めようとするのは良くない。
幹	事	時間も大分経ってきており、他の委員の皆様からのご意見もいただきたく、この議案第2号について、どの部分をどう直すかという形でのご意見をいただき、議事進行にご配慮いただきたい。 それから、縦割りという点について、地球温暖化対策の関係では環境部が取りまとめているが、そこにも総合都市計画の分野で関係する、コンパクトなまちをつくる、公共交通が使いやすい各地域に変えていくというような内容がしっかりと位置づけられている。 さらにこの計画を決定するにあたっては、副市長の指揮の下、各部署局長が集まり地球温暖化対策をしっかりと実行していくということで、縦割りなしに進められていることをご理解いただきたい。
委	員	今回はこの都市計画に対しての審議であって、先ほどからのご意見も間接的には関係があると思うが、直接は関係がないのではないかと。全く関係がないとは言わないが、ご意見を聞く限りは、都市計画以外の部署でやるべきものが多いのではないかと。 次第でも「その他」の項目があり、その段階でいろいろ要望等を述べられてはどうかと思う。 また、この議事の中で意見を述べるならば、「この件に関し、こう修正してはどうか」と提案された方が良いのではないかと。 限られた時間内での議事の進行でもあり、私は前もって気になっていた部分などについて個別に確認し、それらは前回の素案から今回の原案となる段階でしっかりと修正などされており、この原案は前回の意見等を受けてしっかりと修正された内容だと思う。

会	長	今のご意見にもあったとおり、前回審議会で指摘のあった部分についてや、都市計画に関する部分について審議するべきであり、そういう意味では今述べられたとおりだと思う。 まだご意見等のある委員には申し訳ないが、当審議会として審議すべき範囲の中で修正したほうがいい部分や、原案として修正した部分についてご意見等をいただきたい。 また、議事終了後のその他での発言機会もあるだろうし、この第3章に関して、他にご意見等あるか。
会	長	意見がないようなので、続いて最後の章となる「第4章 実現化方策」について、幹事から説明をお願いします。
幹	事	（「第4章 実現化方策」の内容を説明）
会	長	ただいま幹事から説明のあった第4章について、何かご質問、ご意見等あるか。
会	長	意見がないようなので、それでは、これまでいろいろなご意見、ご質問がありましたが、それらも踏まえ、この原案について承認してよろしいか、最終的な議決に移りたいと思う。 議案第2号について、原案どおり異議なしとしてよろしいか。
委	員	（異議なし）
会	長	議案第2号については異議がないことを答申する。 これにて議事を終了する。 以上